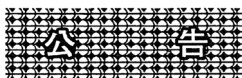


- 1 道路の種類 県道
2 路線名 長野豊野線
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市大字長野字伊勢町313番の2地先から 長野市大字長野字新町294番の1地先まで	旧	m 4.4～6.0	Km 0.1500
同 上	新	8.4～9.4	0.1500

道路管理課



公告

県営あなん地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営あなん地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和4年1月7日から令和4年2月4日まで
- 3 縦覧の場所
下伊那郡阿南町役場（振興課）

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、下諏訪都市計画に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 開催日時及び場所
- (1) 開催日時 令和4年1月30日（日）午前10時00分から
- (2) 開催場所 下諏訪町庁舎4階 講堂（諏訪郡下諏訪町4613番地8）
- 2 都市計画の変更案の概要
- (1) 都市計画道路
3・4・12号赤砂東山田線
- (2) 変更案の閲覧
令和4年1月7日（金）から令和4年1月28日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

令和4年1月7日（金）から令和4年1月21日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県諏訪建設事務所、下諏訪町役場

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

(整理番号)

公 述 申 出 書

下諏訪都市計画道路の変更案に対して、次のとおり意見を述べた
いので申し出ます。

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 殿

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
- 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
- 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4版横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課